

1. 件名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設に関する保安規定認可申請に係るヒアリング（29）」

2. 日時：令和2年7月29日（水）16時30分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、尾崎安全審査専門職、森野安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長 他27名

5. 要旨

(1) リサイクル燃料備蓄センター（以下「事業者」という。）から令和2年7月28日付けで申請のあった保安規定認可申請に関して、以下のとおりヒアリングを実施し、原子力規制庁から、主に以下の点について確認を行った。

- ・保安規定を段階的に定める事項については、具体的な内容を資料3に記載し、定めなければならない時期が明確となるように整理すること。特に、設計及び工事の管理、監督等に係る措置について、非常時の対応の位置付けを含めて整理すること。
- ・最初の金属キャスクを搬入する前に訓練を予め行い、業務に習熟しておく必要があることから、そのような期間も考慮した上で次回の変更認可申請を行うこと。

(2) 事業者から、本日のヒアリングを踏まえて、次回審査会合において説明する旨の回答があった。

6. 配布資料

資料1 実用炉等保安規定との比較について RFSTS0023

資料2 保安規定整合性比較について（目次—事業許可）RFSTS0024

資料3 保安規定の段階的整備について（規定の段階的整備保安規定審査基準との比較）RFSTS0025、RFSTS0026

- 資料 4 保安規定と事業許可の整合性について RFSTS0027
- 資料 5 保安規定第 5 条と設置許可本文七号の整合性について RFSTS0028
- 資料 6 施設管理について RFSTS0029
- 資料 7 保安管理体制について RFSTS0030
- 資料 8 検査の独立性の確保について RFSTS0031
- 資料 9 記録に係る法・規則等要求との対応について